

# 業務用エアコンは2015年4月以降、より省エネ性能の高いトップランナー基準<sup>※1</sup>が適用されます。

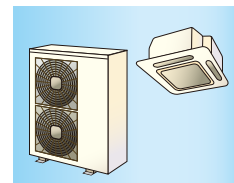
2010年省エネ法改正に伴い、業務用エアコンについても2015年度達成目標値（トップランナー基準値）が設定されました。これに対応し、各製造事業者はより省エネ性能の高い製品の開発により、2015年4月以降の出荷分より加重平均で目標基準値の達成が義務付けられています。

## ◇トップランナー制度について

地球環境保護や温暖化防止を目指してテレビ、OA機器、エアコン、照明器具や自動車などのエネルギー消費機器の中で、最も省エネ性能の高い製品（トップランナー）以上の性能を目標基準値に設定し、これ以上を目指すという考え方が「トップランナー方式」です。

なお、トップランナー制度の対象となる機器は省エネ法第78条に基づき、以下3要件を満たすものとされています。

- ①日本国内で大量に使用される機械器具
  - ②使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具
  - ③エネルギー消費効率の向上を図ることが特に必要なもの
- 現時点で自動車や家電等28品目が対象特定機種に指定されています。  
 (一例) 乗用自動車、エアコンディショナー、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫、電気温水機器（ヒートポンプ給湯機）、三相誘導電動機、電球形LEDランプ



## ◇製造事業者に課せられる規制内容

- ①目標年度（2015年度）以降に、規制対象における区分毎の出荷台数を加重して調和平均した値が目標基準値（下表）を下回らないこと。
- ②性能並びに製品に関する情報をカタログ、製品パッケージ（取扱説明書）等に表示すること。

(罰則)

- ①基準を達成しなかった、又は②表示義務に違反した製造事業者等に対しては、経済産業大臣による勧告、公表、命令、100万円以下の罰金に処する。

## ◇トップランナー基準達成による効果試算

各製造事業者が業務用エアコンの2015年度目標基準値を達成することで、10年前の2006年度製品と比較し、エネルギー消費効率の改善率は約18%となることが見込まれています。

業務用エアコン2015年トップランナー基準値（APF値<sup>※1</sup>）

形式		40	45	50	56	63	80	112	140	160	224	280	335	400	450	500	504
店舗用	4方向天井	6.0	5.9	5.9	5.8	5.8	5.7	6.0	5.7	5.5	5.1	4.8					
	上記以外	5.1	5.0	5.0	4.9	4.9	4.8	5.1	4.8	4.7	4.3	4.0					
ビル用							5.7	5.5	5.2	5.0	5.5	5.1	4.8	4.8	4.6	4.4	4.3
設備用	床置直吹形										4.9	4.9					
	床置ダクト形										4.7	4.7					

※1 APF 2006

一般社団法人日本冷凍空調工業会は各製造事業者とともに、より省エネ性能の高いトップランナー基準値達成機種の普及促進に努めて参ります。業務用エアコンをお取り扱いいただく事業者様、ユーザー様におかれましては、省エネ法（トップランナー制度）の趣旨をご理解いただき、省エネ機器普及促進に向けてのご協力をお願いいたします。